

- 少年 ..... 20歳未満の者をいう。(少年法第2条第1項)
  
- 非行少年
  - 犯罪少年 ..... 犯罪行為をした14歳以上の少年をいう。(少年法第3条第1項第1号)
  - 触法少年 ..... 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。(少年法第3条第1項第2号)
  - ぐ犯少年 ..... 刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。(少年法第3条第1項第3号)
  
- 不良行為少年 ..... 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為により警察に補導された少年をいう。
  
- 要保護少年 ..... 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する少年を除く。)をいう。
  
- 被害少年 ..... 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。
  
- 刑法犯少年 ..... 刑法犯の罪を犯した少年をいう。
  
- 凶悪犯 ..... 殺人、強盗、放火、強姦
- 粗暴犯 ..... 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
- 窃盗犯 ..... 窃盗
- 知能犯 ..... 詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造、汚職、背任
- 風俗犯 ..... 賭博、わいせつ
- その他 ..... 上記に掲げるもの以外の刑法犯(占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等)
  
- 特別法犯少年 ..... シンナーや覚せい剤の使用など、特別法犯の罪を犯した少年をいう。
  
- 福祉犯 ..... 少年の福祉と保護を目的とした各種法令に違反する犯罪をいう。
  
- 児童虐待 ..... 保護者がその監護する児童(18歳未満の者)に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否及び心理的虐待をすることをいう。
  
- 人口比 ..... 人口1,000人当たりの検挙・補導人員をいう。(少年人口は、特に断りのない限り14歳から19歳までをいう。)
  
- 再犯率 ..... 犯罪少年及び触法少年のうち、過去に何らかの罪を犯し、検挙・補導されたことのある少年の割合をいう。